

平成29年度原子力総合防災訓練

実施要領

平成29年8月

内閣府（原子力防災担当）

目 次

第1節 平成29年度原子力総合防災訓練の概要.....	1
1 目的.....	1
2 実施時期.....	1
3 防災訓練の対象となる事業所.....	1
4 実施場所.....	1
5 参加機関.....	1
6 実施概要.....	3
7 訓練評価の実施.....	4
8 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者.....	4
9 訓練の中止.....	4
第2節 訓練細部実施要領.....	5
1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練.....	5
1.1 緊急時体制確立訓練.....	5
1.2 オフサイトセンター運営訓練.....	6
1.3 情報共有及び意思決定訓練.....	6
1.4 緊急時モニタリング実施訓練.....	7
1.5 広報対応訓練.....	8
2 国が参加主体となる訓練.....	8
2.1 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練.....	8
2.2 原子力災害対策本部等の運営訓練.....	9
2.3 海外対応訓練.....	10
3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練.....	10
3.1 災害対策本部等の運営訓練.....	10
3.2 P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練.....	11
3.3 P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難等実施訓練.....	11
3.4 U P Z内住民の屋内退避実施訓練.....	12
3.5 U P Z内一部住民の一時移転等実施訓練.....	12
3.6 交通規制・警戒警備訓練.....	13
3.7 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練.....	13
4 原子力事業者が参加主体となる訓練.....	14
4.1 対策本部運営訓練.....	14
4.2 通報連絡訓練.....	14
4.3 警備・避難誘導訓練.....	14
4.4 原子力災害医療訓練.....	15
4.5 事故収束訓練.....	15
4.6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練.....	15
4.7 原子力事業者支援連携訓練.....	16
5 その他.....	16

第1節 平成29年度原子力総合防災訓練の概要

1 目的

原子力総合防災訓練は、原子力災害発生時の対応体制を検証することを目的として、原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号。以下「原災法」という。）に基づき、原子力緊急事態を想定して、国、地方公共団体、原子力事業者等が合同で実施する訓練である。

平成29年度の原子力総合防災訓練は、以下を訓練目的として実施する。

- (1) 国、地方公共団体及び原子力事業者における防災体制や関係機関における協力体制の実効性の確認
- (2) 原子力緊急事態における中央と現地の体制やマニュアルに定められた手順の確認
- (3) 「玄海地域の緊急時対応」に基づく避難計画の検証
- (4) 訓練結果を踏まえた教訓事項の抽出、緊急時対応等の改善
- (5) 原子力災害対策に係る要員の技能の習熟及び原子力防災に関する住民理解の促進

2 実施時期

平成29年9月3日（日）8：30～17：00

9月4日（月）8：30～17：00

3 防災訓練の対象となる事業所

九州電力株式会社 玄海原子力発電所

4 実施場所

東京都 官邸、内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

佐賀県 佐賀県庁、佐賀県オフサイトセンター、玄海町、唐津市、伊万里市、多久市、武雄市、小城市、みやき町、江北町

長崎県 長崎県庁、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、東彼杵町、川棚町、波佐見町

福岡県 福岡県庁、糸島市、行橋市、筑紫野市、新宮町

その他 九州電力株式会社本店・玄海原子力発電所 等

5 参加機関

5.1 指定行政機関等

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

5.2 指定地方行政機関等

九州管区警察局（佐賀県情報通信部、長崎県情報通信部、福岡県情報通信部）、九州地方整備局、九州運輸局、福岡管区気象台（佐賀地方気象台、長崎地方気象台）、第七管区海上保安本部（唐津海上保安部、長崎海上保安部、佐世保海上保安部、福岡海上保安部）、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、玄海原子力規制事務所 等

5.3 地方公共団体等

佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、多久市、武雄市、小城市、みやき町、江北町、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、東彼杵町、川棚町、波佐見町、糸島市、行橋市、筑紫野市、新宮町、佐賀県警察（本部、鳥栖警察署、小城警察署、唐津警察署、伊万里警察署、武雄警察署、白石警察署）、長崎県警察（本部、松浦警察署、佐世保警察署、相浦警察署、早岐警察署、平戸警察署、江迎警察署、壱岐警察署、川棚警察署）、福岡県警察（本部、糸島警察署、筑紫野警察署、粕屋警察署、行橋警察署）、唐津市消防本部、伊万里・有田消防本部、松浦市消防本部、佐世保市消防局、平戸市消防本部、壱岐市消防本部、糸島市消防本部、福岡市消防本部 等

5.4 指定公共機関等

国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、日本赤十字社（佐賀県支部、長崎県支部）、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社佐賀支店、KDDI株式会社、株式会社NTTドコモ佐賀支店、ソフトバンク株式会社 等

5.5 指定地方公共機関等

地方独立行政法人佐賀県医療センター好生館、公益社団法人佐賀県トラック協会、一般社団法人佐賀県バス・タクシー協会、一般社団法人佐賀県医師会、佐賀県旅客船協会、長崎県医師会、一般社団法人長崎県バス協会、公益社団法人福岡県医師会、公益社団法人福岡県看護協会、一般社団法人福岡県バス協会 等

5.6 訓練対象原子力事業者

九州電力株式会社

5.7 その他

一般社団法人佐賀県放射線技師会、佐賀県老人福祉施設協議会、一般社団法人佐賀県介護老人保健施設協会、長崎大学病院、国立病院機構長崎医療センター、地方独立行政法人佐世保総合医療センター、県北地区老人福祉施設連絡協議会、松浦市社会福祉協議会、佐世保市老人福祉施設連絡協議会、九州大学、公益社団法人福岡県診療放射線技師会、福岡県老人福祉協議会、糸島市社会福祉協議会 等

5.8 訓練参加数

参加機関 367 機関
参加人数 約6,500人

[内訳] 指定行政機関等	21 機関	約400人
指定地方行政機関等	30 機関	約230人
地方公共団体等	118 機関	約1,500人
指定公共機関等	9 機関	約60人
指定地方公共機関等	17 機関	約70人
原子力事業者	1 機関	約490人
その他関係機関	171 機関	約580人
住民等の参加人員		約3,200人

6 実施概要

6.1 事故想定

九州電力株式会社玄海原子力発電所4号機において、定格熱出力一定運転中、佐賀県北部において地震が発生した。その後、原子炉冷却材漏えいが発生したため、緊急負荷降下後、原子炉を手動停止した。原子炉停止後、非常用炉心冷却装置が作動したが、設備故障等により同装置による注水が不能となり、全面緊急事態となる。さらに、事態が進展し炉心損傷に至り、放射性物質が放出され、その影響が発電所周辺地域に及ぶ。

6.2 訓練の流れ

訓練目的を踏まえ、事態の進展に応じて、初動対応に係る訓練から住民避難等の実動訓練まで、以下に示す3段階に区分し、重点項目として実施する。

第1段階：迅速な初動体制の確立訓練

国、地方公共団体及び原子力事業者において、それぞれの初動体制の確立に向け、要員の参集及び現状把握を行い、TV会議システム等を活用し、関係機関相互の情報共有を図る。

また、緊急輸送関係省庁又は民間輸送機関により、内閣府副大臣（原子力防災担当）、国の職員及び専門家を、緊急事態応急対策等拠点施設（以下「OFC」という。）及び原子力施設事態即応センター（九州電力株式会社本店）等に派遣する。

第2段階：中央と現地組織の連携による防護措置の実施方針等に係る意思決定訓練

官邸、原子力規制庁緊急時対応センター（以下「ERC」という。）、OFC、佐賀県庁、長崎県庁、福岡県庁等の各拠点において、緊急時の対応体制を確立する。地震、波浪及び原子力災害の複合災害の発生を想定し、中央において自然災害及び原子力災害に

係る両本部の合同会議を開催するとともに、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

あわせて、事態の進展に応じた防護措置の実施方針等の立案及び意思決定を行い、決定した内容について対象となる関係地方公共団体への指示等を実施する。

第3段階：住民避難等の実動訓練

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態を受けて、民間輸送機関等の支援を受けつつ、P A Z（予防的防護措置を準備する区域。以下同じ。）及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難を行う。また、U P Z（緊急時防護措置を準備する区域。以下同じ。）内の住民について屋内退避を実施する。

緊急時モニタリング実施計画に基づき、緊急時モニタリングを実施する。

放射性物質の放出を想定し、O I L（運用上の介入レベル。以下同じ。）の基準に基づき、U P Z内の一部地域の住民について、安定ヨウ素剤の緊急配布、一時移転、避難退域時検査等を実施する。

6.3 訓練の開始及び終了

訓練は、9月3日（日）8：30をもって開始とし、初動体制の確立から原子力災害対策本部等の運営等を実施し、9月4日（月）17：00、U P Z内の住民を対象とした一時移転等が概ね完了した時点をもって終了とする。

7 訓練評価の実施

訓練終了後、各種計画、マニュアル等の見直し及び検証に資するため、教訓の抽出等を行う。訓練に参加した国の関係省庁、地方公共団体、指定公共機関等は、地域原子力防災協議会において、訓練の実施結果、抽出された教訓等を共有し、明らかになった課題に関して、緊急時対応に係る計画やマニュアルの改善等を行う。

8 共同して防災訓練を行うべき災害予防責任者

上記5の参加機関の長

9 訓練の中止

実際の災害の発生又は警報発令などの災害発生のおそれがある場合は、状況により訓練を中止する。

第2節 訓練細部実施要領

1 国、関係地方公共団体及び原子力事業者共通の訓練

1.1 緊急時体制確立訓練

1.1.1 訓練概要

初動体制を迅速に確立し初期対応を的確に実施するため、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部（以下「原子力事故警戒本部」という。）から原子力災害対策本部等の設置等を行う。

1.1.2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（九州電力株式会社）等

1.1.3 訓練内容

（1）警戒事態

警戒事態の発生とともに、内閣府及び原子力規制庁の職員（緊急参集要員の一部）は、官邸及びE R Cに参集するとともに、原子力事故警戒本部の設置等に係る措置を行う。佐賀県、長崎県及び福岡県は、参集要請に基づきO F Cへ職員の派遣を行う。

（2）施設敷地緊急事態

原子力事業者より原災法第10条通報を受け、内閣府及び原子力規制庁の職員（緊急参集要員）は官邸及びE R Cに参集するとともに、原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部（以下「原子力事故対策本部」という。）の設置等に係る措置を行う。また、O F Cへの内閣府副大臣（原子力防災担当）をはじめとする内閣府、原子力規制庁等の職員の緊急派遣、原子力施設事態即応センター（九州電力株式会社本店）等への原子力規制庁の職員の緊急派遣及び全面緊急事態の発生に備えた関係省庁職員の派遣準備の要請を行う。関係地方公共団体等は、国からの参集要請に基づきO F Cへ職員の派遣を行う。

（3）全面緊急事態

原子力事業者からの原災法第15条通報を受け、内閣府及び原子力規制庁の職員は、関係省庁の中央及び現地組織の構成員である職員を官邸、E R C及びO F Cの各拠点施設へ参集させるとともに、原子力災害対策本部等の設置等に係る措置を行う。

1.2 オフサイトセンター運営訓練

1.2.1 訓練概要

OFCの運営(原子力災害合同対策協議会の運営を含む。)を通じて、防護措置に係る関係地方公共団体との具体的対策の検討、調整等を行う。

1.2.2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者(九州電力株式会社)等

1.2.3 訓練内容

(1) OFCの立ち上げ

警戒事態の発生に伴い、原子力防災専門官はOFCの立ち上げを行う。

(2) 現地事故対策連絡会議の運営

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力防災専門官が中心となり、関係地方公共団体等の参集者を統括し、関係機関間の情報共有等を図るため、第1回現地事故対策連絡会議を開催する。また、現地に派遣した国、関係地方公共団体等の要員到着後、現地における詳細な情報共有や、全面緊急事態への進展に備えた対応を検討するため、継続的に現地事故対策連絡会議を開催する。

(3) 原子力災害現地対策本部の設置・運営

全面緊急事態の発生後は、内閣府副大臣(原子力防災担当)を本部長とする原子力災害現地対策本部を設置して、現地对応の総合調整に係る本部運営を行う。

(4) 原子力災害合同対策協議会の運営等

全面緊急事態の発生を受け、政府の原子力災害現地対策本部、関係地方公共団体の災害対策本部等は、相互の情報共有、緊急事態応急対策の検討、意思決定等を行うため、内閣府大臣官房審議官を事務局長とする原子力災害合同対策協議会を開催する。

1.3 情報共有及び意思決定訓練

1.3.1 訓練概要

TV会議システム等を活用し、事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図るとともに、各拠点間の連絡、調整により各事態における防護措置の実施方針等について意思決定等を行う。

1.3.2 参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省、関係地方公共団体、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、原子力事業者（九州電力株式会社）等

1.3.3 訓練内容

自然災害及び原子力災害の複合災害を想定し、これらの事態の進展に応じて、中央と現地組織が必要な情報共有等を図り、各事態において円滑かつ確実に住民避難等を実施するための意思決定を行う。

警戒事態の発生において、各関係機関において速やかにTV会議システム等を立ち上げ、当該システム等を活用した情報共有が可能な体制を構築するとともに、中央及び現地の各拠点間が連携し、その後の事態進展に応じて、円滑かつ確実な住民避難等を図るための防護措置の実施方針等について検討及び意思決定を行う。

当該検討及び意思決定を行うに当たっては、自然災害からの安全確保を最優先とした上で、オンサイト情報を踏まえた今後の事態進展予測と避難のための時間的見通し等の判断も含めて実施する。また、中央において自然災害及び原子力災害に係る両本部の合同会議を開催するとともに、自然災害及び原子力災害に係る情報収集システム（総合防災情報システム、統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用することなどにより、現地組織も含めた情報共有、意思決定、指示・調整を一元的に行う。

1.4 緊急時モニタリング実施訓練

1.4.1 訓練概要

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、関係機関及び原子力事業者と連携して、緊急時における環境放射線のモニタリングを行う。

1.4.2 参加機関

内閣府、消費者庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市、原子力事業者（九州電力株式会社）、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構

1.4.3 訓練内容

(1) 警戒事態における訓練内容

佐賀県、長崎県及び福岡県において、佐賀県モニタリング本部、長崎県モニタリング本部及び福岡県モニタリング本部をそれぞれ設置し、平常時モニタリングの強化を含めた緊急時モニタリングの準備を行う。また、原子力規制委員会は、緊急時モニタリング

センター（以下「EMC」という。）の立ち上げ準備を開始するとともに、佐賀県、長崎県、福岡県及び原子力事業者からの情報収集等を行う。

（２）施設敷地緊急事態以降における訓練内容

緊急時モニタリング実施計画等の立案や意思決定を行うとともに、佐賀県、長崎県、福岡県、原子力事業者等と連携して、EMCの立ち上げ、緊急時モニタリングの実施、関係者間における緊急時モニタリング結果の情報共有等を行う。

1.5 広報対応訓練

1.5.1 訓練概要

官邸、ERC等において、会見資料の準備、会見実施者への事前説明等の会見実施に至る一連の行動を行う。また、広報内容について、国、佐賀県、長崎県、福岡県、原子力事業者（九州電力株式会社本店）等との情報共有等を行う。

1.5.2 参加機関

内閣官房、内閣府、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

1.5.3 訓練内容

（１）警戒事態及び施設敷地緊急事態発生時

警戒事態及び施設敷地緊急事態発生に伴い、ERCチーム広報班の指定された広報官により報道対応（模擬記者会見）を行う。

（２）全面緊急事態発生時

内閣総理大臣による原子力緊急事態宣言を行った後、引き続き官房長官会見（仮想）を実施する。ERCチーム広報班の指定された広報官は、官房長官会見（仮想）後、速やかにERCにおいて報道対応（模擬記者会見）を実施する。この際、OFCにおいては、ERCから必要な情報を入手し、報道対応（模擬記者会見）を実施する。

2 国が参加主体となる訓練

2.1 現地への国の職員・専門家の緊急輸送訓練

2.1.1 訓練概要

内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府幹部等を現地に派遣するに当たり、関係省庁が連携し、輸送手段及び輸送経路を調整した上で、緊急輸送を行う。

2.1.2 参加機関

内閣官房、内閣府、警察庁、消防庁、文部科学省、厚生労働省、環境省、原子力規制委員会、防衛省、国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 等

2.1.3 訓練内容

(1) 警戒事態における緊急輸送の調整

警戒事態の発生に伴い、更なる事態進展に備え内閣府副大臣（原子力防災担当）及び内閣府大臣官房審議官等をOFCへ、原子力規制庁担当職員を原子力施設事態即応センターへそれぞれ派遣する準備を行う。また、緊急輸送関係省庁に対し、緊急輸送の支援の準備を要請する。

(2) 施設敷地緊急事態における緊急輸送

施設敷地緊急事態の発生に伴い、原子力事故対策本部は速やかに緊急輸送関係省庁に対して緊急輸送の支援を要請し、内閣府副大臣（原子力防災担当）、内閣府大臣官房審議官、担当職員等をOFCへ、原子力規制庁担当職員を原子力施設事態即応センター（九州電力株式会社本店）等へ派遣する。派遣に当たっては、状況に適合した柔軟性のあるOFCへの移動計画の作成に留意する。

さらに、全面緊急事態への進展に備え、関係省庁、指定公共機関等に対し、原子力事故現地対策本部要員となる関係職員の派遣準備を要請する。

(3) 全面緊急事態における緊急輸送

全面緊急事態発生に伴い、原子力災害対策本部事務局は、民間輸送手段を活用して関係省庁の派遣要員を原子力災害現地対策本部等に派遣する。

2.2 原子力災害対策本部等の運営訓練

2.2.1 訓練概要

施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置するとともに、自然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議の開催も含め、各本部の運営を通じた関係機関の情報共有、連絡調整、意思決定等を行う。

2.2.2 参加機関

内閣官房、内閣府、国家公安委員会、警察庁、消費者庁、復興庁、総務省、消防庁、法務省、外務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、気象庁、海上保安庁、環境省、原子力規制委員会、防衛省

2.2.3 訓練内容

(1) 官邸

官邸に各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態発生に伴う原子力事故対策本部、全面緊急事態発生に伴う原子力災害対策本部を設置して各本部を運営するとともに、自

然災害及び原子力災害の複合災害を想定した自然災害に係る対策本部との合同会議を開催し、各本部における情報共有、連絡、防護措置の実施方針の意思決定等を行う。

なお、原子力災害対策本部会議の訓練については、官邸、OFC及び関係地方公共団体間でのトップ同士による意見交換や要請を直接行う訓練も含めて実施する。

(2) E R C

E R Cに各機能班を立ち上げ、情報収集を行うとともに、各機能班において、事態の進展に応じた各種応急対策業務を行う。施設敷地緊急事態における原子力事故対策本部、全面緊急事態における原子力災害対策本部の設置に伴い、官邸の各機能班と連携し、オンサイト及びオフサイトの情報の集約・整理を行うとともに、住民の避難等に係る指示等の案及び関係資料の作成、決定した方針の現地本部への伝達等を行う。

2.3 海外対応訓練

2.3.1 訓練概要

国際原子力機関(以下「IAEA」という。)の枠組みによる国際通報やその他海外関係機関への情報共有等を行う。

2.2.2 参加機関

外務省、原子力規制委員会

2.2.3 訓練内容

警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生等を受けてIAEAの枠組みによる適切な国際通報を実施するとともに、海外関係機関への情報共有等に関するE R C及び外務省の対応手順等の確認を行う。

また、海外からの支援の申入れが外務省にあったことを想定し、E R C及び外務省の対応手順等の確認を行う。

3 関係地方公共団体が参加主体となる訓練

3.1 災害対策本部等の運営訓練

3.1.1 訓練概要

原子力発電所の事故進展に応じて、関係地方公共団体において災害対策本部等を設置し、地域防災計画等に基づく応急対策を実施するとともに、TV会議システム等を活用し、E R CとOFC間で継続的な情報共有等を図る。

3.1.2 参加機関

佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市、陸上自衛隊 等

3.1.3 訓練内容

地域防災計画等に基づき、原子力発電所の緊急時の災害警戒体制及び災害対策本部体制における通報、本部会議の設置・運営等を行うとともに、TV会議システム等を活用し、関係機関との情報共有等を実施する。また、OFCに現地災害対策本部要員及び連絡員を派遣する。

3.2 PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難等実施訓練

3.2.1 訓練概要

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者について、避難先の調整、陸路及び海路避難の輸送手段の確保等を行い、避難等を実施する。

3.2.2 参加機関

佐賀県、長崎県、玄海町、唐津市、多久市、小城市、松浦市、佐世保市、陸上自衛隊、関係社会福祉施設、九州電力株式会社 等

3.2.3 訓練内容

(1) 警戒事態

警戒事態の発生に伴い、今後の事態進展の可能性を踏まえ、原子力事故警戒本部からの要請に基づき、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の施設敷地緊急事態要避難者の避難準備を実施する。

(2) 施設敷地緊急事態

施設敷地緊急事態発生の通報を受け、施設敷地緊急事態要避難者は、国、地方公共団体、関係機関との調整により避難手段が定まり次第、指定された避難所に避難を開始する。また、無理に避難すると健康リスクが高まる者は、あらかじめ定められた放射線防護対策施設に移動を開始する。なお、気象条件により海路による避難が困難な場合は、屋内退避を実施する。

3.3 PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民の避難等実施訓練

3.3.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの避難指示を受け、PAZ及びPAZに準じた防護措置を実施する地域内の住民について、避難先の調整、陸路及び海路避難の輸送手段の確保等を行うとともに、安定ヨウ素剤の服用を行った上で避難等を実施する。

3.3.2 参加機関

佐賀県、長崎県、玄海町、唐津市、小城市、江北町、松浦市、波佐見町、佐賀県バス・タクシー協会、一般社団法人長崎県バス協会 等

3.3.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの指示を受け、P A Z及びP A Zに準じた防護措置を実施する地域内の一般住民に対し、安定ヨウ素剤の緊急配布等を行うとともに、指定された避難所への避難等を行う。

3.4 U P Z内住民の屋内退避実施訓練

3.4.1 訓練概要

原子力緊急事態宣言後、原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の社会福祉施設、住民等の屋内退避や各機関の情報伝達等を行う。

3.4.2 参加機関

佐賀県、長崎県、福岡県、玄海町、唐津市、伊万里市、松浦市、佐世保市、平戸市、壱岐市、糸島市、関係社会福祉施設 等

3.4.3 訓練内容

原子力災害対策本部からの屋内退避指示を受け、U P Z内の社会福祉施設等において屋内退避を実施する。また、地震による家屋の倒壊等により、自宅での屋内退避が困難な場合を想定し、指定避難所等における屋内退避を行う。

3.5 U P Z内一部住民の一時移転等実施訓練

3.5.1 訓練概要

O I L 2の基準を超過したことに伴い、U P Z内で屋内退避中の一部住民のU P Z外への一時移転を実施するとともに、各機関への情報伝達及び一時移転住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。この際、玄海原子力発電所から30km圏以遠に避難退域時検査場所を設置し、一時移転に伴う人員及び車両の避難退域時検査並びに簡易除染を行う。

3.5.2 参加機関

佐賀県、玄海町、小城市、陸上自衛隊、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構、佐賀県バス・タクシー協会、佐賀県トラック協会 等

3.5.3 訓練内容

(1) U P Z内一部住民の一時移転

屋内退避中の一部住民は、あらかじめ避難計画等により定められた集合場所に集合し、そこから手配されたバス等を使用して指定された避難先に向けて一時移転を実施する。

一時移転の実施に当たっては、バス避難集合場所等において一時移転を行う住民への安定ヨウ素剤の緊急配布を行う。

(2) 避難退域時検査及び簡易除染

避難先に至る経路近傍上に設置した避難退域時検査場所において、避難退域時検査を行い、状況に応じ簡易除染を実施する。

3.6 交通規制・警戒警備訓練

3.6.1 訓練概要

警察、海上保安庁等による交通規制、船舶航行規制等を行う。

3.6.2 参加機関

佐賀県警察、長崎県警察、福岡県警察、第七管区海上保安本部（唐津海上保安部）

3.6.3 訓練内容

(1) 交通規制

渋滞予測箇所における交通整理・誘導対策を実施する。また、自然災害や交通規制による避難経路の変更に対応した避難誘導等を実施する。

(2) 警戒警備

避難指示区域を中心とした警戒警備活動や広報活動を行う。

3.7 ヘリテレ伝送システムによる情報収集訓練

3.7.1 訓練概要

現地の活動状況について、ヘリテレ映像等を各関係機関に伝送し、国及び関係地方公共団体間で情報共有を行う。

3.7.2 参加機関

第七管区海上保安本部（唐津海上保安部）、陸上自衛隊、九州地方整備局、佐賀県、福岡県警察

3.7.3 訓練内容

地域の被害状況、住民の避難状況等を海上保安庁、陸上自衛隊及び県警のヘリテレ映像等により各関係機関で共有する。

4 原子力事業者が参加主体となる訓練

4.1 対策本部運営訓練

4.1.1 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、九州電力株式会社本店及び玄海原子力発電所に対策本部を設置し緊急事態応急対策を指揮するとともに、TV会議システム等を活用し、発電所と本店、本店と中央との間で継続的な情報共有を図る。

4.1.2 参加機関

九州電力株式会社、原子力規制委員会

4.1.3 訓練内容

玄海原子力発電所対策本部にて、原子力事故等の進展予測を踏まえた事故拡大防止対策等を決定するとともに、玄海原子力発電所、原子力施設事態即応センター（九州電力株式会社本店）及びERC間におけるプラント状況及び重大事故対策に関する情報共有を緊急時対策支援システム（ERSS）やTV会議システム等により行う。

4.2 通報連絡訓練

4.2.1 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、原子力事故等の状況について関係機関への通報連絡を行う。

4.2.2 参加機関

九州電力株式会社、原子力規制委員会、関係地方公共団体 等

4.2.3 訓練内容

プラントの事象進展、被害状況等を把握し、原災法第10条事象、原災法第15条事象等の通報連絡文の作成を実施するとともに、社内外関係機関へのFAXによる一斉送信、着信確認等を行う。

4.3 警備・避難誘導訓練

4.3.1 訓練概要

玄海原子力発電所構内作業員等の避難誘導及び退避場所への移動を行うとともに、原子力発電所敷地内の立入制限の措置を行う。

4.3.2 参加機関

九州電力株式会社

4.3.3 訓練内容

警戒事態に該当する事象発生を起点として作業者等を発電所構内の定められた場所へ避難誘導を実施するとともに、発電所敷地内への立入制限措置の連絡を行う。

4.4 原子力災害医療訓練

4.4.1 訓練概要

玄海原子力発電所構内における被ばくを伴う傷病者に対する汚染除去等の応急措置及び関係機関と連携し医療機関への搬送を行う。

4.4.2 参加機関

九州電力株式会社、伊万里・有田消防本部、唐津赤十字病院 等

4.4.3 訓練内容

玄海原子力発電所4号機での被ばくを伴う傷病者発生を想定し、汚染除去等の応急措置を発電所構内で実施した後、医療機関への搬送に係る関係機関との連携を確認する。

4.5 事故収束訓練

4.5.1 訓練概要

施設敷地緊急事態及び全面緊急事態の発生に伴い、玄海原子力発電所が保有する重大事故等対処設備を活用した事故拡大防止の措置を行う。

4.5.2 参加機関

九州電力株式会社

4.5.3 訓練内容

事故拡大防止措置として、移動式大容量ポンプ車の準備を行う。

4.6 原子力事業所災害対策支援拠点運営訓練

4.6.1 訓練概要

原子力事業所災害対策支援拠点(九州電力株式会社旧唐津発電所用地)で施設の設置・運営を行うとともに、原子力施設事態即応センター(九州電力株式会社本店)、OFC等との情報共有等を行う。

4.6.2 参加機関

九州電力株式会社、原子力規制委員会 等

4.6.3 訓練内容

発電所の後方支援を目的とした原子力事業所災害対策支援拠点(九州電力株式会社旧

唐津発電所用地)の設置・運営、各班の連携した活動を行うとともに、原子力施設事態即応センター(九州電力株式会社本店)とプラント状況の情報共有や発電所後方支援に関する社内及び関係機関との連携を確認する。

4.7 原子力事業者支援連携訓練

4.7.1 訓練概要

原子力事業者間の取決めに基づき、施設敷地緊急事態発生に伴う要員派遣、資機材提供の支援要請連絡等及び原子力緊急事態支援センターから提供を受けた現場偵察用ロボットを用いた操作を行う。

4.7.2 参加機関

北海道電力株式会社、東北電力株式会社、東京電力ホールディングス株式会社、中部電力株式会社、北陸電力株式会社、関西電力株式会社、中国電力株式会社、四国電力株式会社、九州電力株式会社、日本原子力発電株式会社、電源開発株式会社、日本原燃株式会社、美浜原子力緊急事態支援センター

4.7.3 訓練内容

原子力事業者間協力協定、原子力事業における相互協力に関する協定に基づく他の原子力事業者への情報連絡、資機材提供・要員派遣支援に関わる要請連絡及び美浜原子力緊急事態支援センターへの情報提供・支援要請の連絡を行う。また、美浜原子力緊急事態支援センター所有の現場偵察用ロボットの操作習熟を行う。

5 その他

以上の訓練のほか、関係地方公共団体が中心となって個別の想定に基づき、緊急時モニタリング、原子力災害医療、UPZ内一部住民の一時移転等の訓練を行う。